

## 正戦論再考

——Daniel M. Jr. Bell (2009) , *Just War as Christian Discipleship*  
を手がかりに——

與賀田光嗣

### はじめに

キリスト教は戦争をどう捉えるのか。そこには三つの類型、①絶対平和主義、②聖戦論 (holy war)、③正戦論 (just war) を見ることが出来る。絶対平和主義はいかなる暴力の行使をも許さない。聖戦論は宗教的イデオロギーによって起こされる戦争論 (→宗教戦争) である。正戦論は、正義や平和の回復のための武力行使を倫理的規定の下に容認する立場である。キリスト教の歴史の大多数を占めるのは正戦論である。近代における正戦論は啓蒙主義の発展とともに、キリスト教的価値観を捨象し、国際法としての発展を遂げた。しかしながら冷戦崩壊後、人道的介入という「正しさ」「正義」の戦争、テロとの戦いに見られる非対称戦争など、新たな正戦論の構築が模索されている。実際に過去 40 年ほどの間に「正義」の戦争という概念はある種の復活を遂げ、ことに 2001 年 9 月 11 日以降、正戦論に関する議論は乱立している。また近年のロシアによるウクライナ侵攻は世界に大きな衝撃を与えた。現代におけるキリスト教正戦論をどう考えるか。キリスト者は何に基づいて戦争を捉えるべきか。「正しさ」「正義」についてのキリスト教的伝統とは何か。

ところでキリスト者とは、キリストに従う者、做う者、その弟子である者を意味する。キリスト教正戦論の歴史を知ることは、様々な状況においてどのようにキリストの弟子であると努めてきたかの歴史を知ることである。キリスト者は隣人を愛し、正義を求めること、弟子であることを日常生活で求められている。それは戦争においてもそうである。その意味で正戦論とキリスト者の日常生活の正義、あるいは不正義は不可欠に結びついているのだ。

このようなキリスト教正戦論の歴史を省みると、初代教会は兵役と戦争を否定したかのように思える。コンスタンティヌス帝のキリスト教公認によって、キリスト教が変質したという考えは本当なのだろうか。キリスト教徒がローマ帝国の軍隊に従軍した記録は、紀元170-80年頃から散見される。おそらくこれらの人々は、軍隊生活の中で改宗した人々だろう。当時のローマ軍の兵役の多くは、警察や消防、郵便配達や道路整備などを担っていたことも注意すべきである。兵役の問題は皇帝崇拜、偶像崇拜の問題であり、テルトゥリアヌスは『偶像崇拜について』を著し、兵役に就くこと、また、聖書に基づき暴力を否定することを説いた<sup>1</sup>。この当時、兵役は一般に志願制であり、キリスト者が兵役を避けるのは容易であった。確かに2-3世紀の多くのキリスト者は平和主義者ではあったが、統一の見解がとられていた証拠はない。初代教会は統一された宗教組織ではなかったため、戦争における殺人を容認する声は、コンスタンティヌス帝のキリスト教公認以前から存在していたのである<sup>2</sup>。

4世紀にアンプロシウス、アウグスティヌスらは古代ローマから正戦論の伝統を取り入れ、適応させることによって、キリスト教の伝統の一部として正戦論を確立したと考えられている。それを信仰の基本的信条からの逸脱として捉えるのか、あるいはキリスト教公認後、ローマ社会への妥協的産物として捉えるのか。それとも神学の有機的発展として捉えるのか、日常生活と戦争下において隣人愛を求める弟子としての忠実さの一形態として捉えるのか。このことがキリスト教正戦論を考える上で必要とされるのである。

ここで筆者は自身が所属する聖公会の伝統（聖書、伝統、理性）に倣い、ジョン・ヘンリー・ニューマン（1845年）『キリスト教教理発展

<sup>1</sup> テルトゥリアヌスは、キリストがペトロの武装を解いたことを根拠に、剣を取ることを否定する。Tertullian (1994) *On Idolatry. In Ante-Nicene Fathers 3*, ed. Alexander Roberts and James Donaldson, Peabody, MA: Hendrickson, pp.61-78.

<sup>2</sup> 詳しくはJ.ヘルジランド・R.J.デイリー・J.P.バーンズ共著、小阪康治訳（1988年）『古代のキリスト教徒と軍隊』教文館、9-10頁を参照のこと。ヘルジランドらは英語圏の平和主義者が、ある一面の証拠のみを一時的なものとして提示し、過度に広範で無批判な平和主義的議論を展開してきたことを述べた上で、平和主義が単純に非暴力に置き換えられないことを指摘する。

論』における「教理の発展」という考えに基づき本稿を進めたい。聖書本文に直接明記されていない教理についてどう考えるか、ということが「教理の発展」の主題ではあるが、ここでは「古伝承は（略）使徒たちへの直接的な啓示として与えられたものではなく、数世紀にわたる教会の歴史的経験の中で徐々に形成されてきたもの<sup>3</sup>」であり、「神の啓示は聖書においてのみ知られるのではなく、教会の伝統を通して明かにされた<sup>4</sup>」と考えられる。聖書正典の成立以前から教会は存在し、教会の歴史、伝統によって聖書が正典化されたのであるから、この考え方は理解できるものである<sup>5</sup>。また、新約聖書では戦争の問題については「直接論じられておらず、それゆえ戦争の正当性についてははっきりした結論を新約聖書から直接に導き出すことは不可能であること<sup>6</sup>」にも留意したい。

このことを踏まえ本稿では、キリスト者が求められるのはキリストの弟子であること、隣人を愛すること、正義を求めることに焦点を当て、まずキリスト教正戦論の歴史を概観する。次に、現代においてキリスト教正戦論を考察する意義について検討する。その後、Daniel M. Jr. Bell (2009) , *Just War as Christian Discipleship* を手がかりに、現代のキリスト教正戦論を考察する。おわりにイングランド聖公会の正戦論に触れ、現代の教会に求められているものは何かを明らかにしたい。

## キリスト教正戦論の歴史—アウグスティヌスからグロティウス—

キリスト教正戦論の歴史において考えるべきは4世紀のアウグスティヌスであるが、アンブロシウスやアウグスティヌスに大きな影響を与え

<sup>3</sup> 塚田理 (2004年) 『イングランドの宗教 アングリカニズムの歴史とその特質』教文館, 295頁。

<sup>4</sup> 同上, 296頁。

<sup>5</sup> ニケア信経の成立が381年、新約聖書の範囲の一応の確定が397年のカルタゴ教会会議であることに留意したい。またヘルジランドらは、一般に非暴力主義と思われた2, 3世紀からかなり持続した論理的つながりを、アンブロシウスやアウグスティヌスの正戦論に見出している。『古代のキリスト教徒と軍隊』, 193-196頁。

<sup>6</sup> F. ペレス (1985年) 「アウグスティヌスの戦争論」『中世思想研究』第27巻, 26頁。

たのはキケロの正戦論である。正しい戦争、即ち正戦（*bellum iustum*）という思想は古代ギリシアに生まれ発展してきた。キケロは“*bellum iustum*”という言葉を使い論じた最初の人物である。キケロは係争をおさめるため第一には論判によってなすべきであり、それに頼れない場合は戦争に訴えざるを得ないと論ずる。その目的は平和のためであって、征服された相手に配慮を払うこと、敵の兵士を受け入れることを義務とする。それは日常生活において、自分に不法を加えた相手に対しても守らなければならない義務（加害者が反省し、自身も将来不法を行わず、結果、周囲の人々も不法を控える）の延長として考えられている。キケロは正義という徳を個人と国家に適応させ、正戦論を構築した<sup>7</sup>。

アウグスティヌスはキケロの影響を受け、キリスト教の倫理道徳に基づいて正義の戦争の原則を考えた。それは「聖典、古典的な自然法の考え方、そして偶像崇拝を特徴とする帝国における公共奉仕についての初代教会の実践的な議論に根ざしたものであった<sup>8</sup>」。キリスト教最大の戒めが「隣人を自分のように愛しなさい」（マタイ 22：39（新共同訳））だからである。

アウグスティヌスは、法を犯した者を罰することを含め、法の支配を守ることが隣人を愛する一つの方法であると主張した。隣人を愛するとき、その人は隣人へ危害を加えることを控え、法を遵守し、市民に安全を提供する行政と法を守らなければならないからだ。さらにアウグスティヌスは、隣人が攻撃されたとき、その個人を守るための武力行使を認める。「愛の法には罰（不道徳な行動に対する結果）と正義（奪われたものの回復、過去の過ちを正すこと）が含まれるからである<sup>9</sup>」。

注意すべきは、アウグスティヌスは教父達に則り、個人的復讐、あるいは自衛のための殺人を戒めていることだ。書簡 47 にてアウグスティヌスは、自衛のために殺人を犯すことを禁じている。ただし兵士や公職に

<sup>7</sup> キケロー著、泉井久之助訳（1961年）『義務について』岩波書店、25-26頁。

<sup>8</sup> Eric Patterson, J. Daryl Charles (2022) “*Christian Approaches to Just War, Peace, and Security*”, *Just War and Christian Traditions*, University of Notre Dame Press, p.1.

<sup>9</sup> *ibid.*, p.9.

就く者が合法的権限を得た場合に、他者や都市を守るため行動する場合は例外である<sup>10</sup>。それは隣人愛のためである。この隣人愛は敵に対しても適応される<sup>11</sup>。

このような愛の実行を、アウグスティヌスはローマ帝国高官マルケリヌスへの書簡 138 にて「忍従の掟 (praecepta patientiae)」（苦難に耐え、復讐しないこと）の解釈と共に説く。悪には悪を返さないように、意志の中には常に慈悲の心がなければならない。たとえば息子が悪を行う時、父親が息子を正すのは愛によるものである。そのため、悪を行う敵を正すのは、決して復讐のためではなく、相手を愛するゆえのものとなる<sup>12</sup>。その意味での武力行使を認める一方で、書簡 133 では正統派司祭を殺害したため逮捕されたドナティスト派聖職者への死刑への減刑を求め、復讐ではなく慈悲を示すことを説いている<sup>13</sup>。

このアウグスティヌスの正戦論は 12 世紀のグラティアヌスに継承され、編纂されていく。11 世紀後半にグレゴリウス 7 世によるグレゴリウス改革が行われ、聖俗分離が進められる。教会は混乱の中世西欧社会の秩序を求めるため、「神の平和」、「神の休戦」運動を展開した。この運動は一定の成果を上げ、騎士道精神の確立をもたらしつつも、十字軍の機運を高めることとなった。12-13 世紀は中世から近世への変革の時期であり、正戦論への影響を与えた。聖俗分離は、「祈る人（聖職者）」「戦う人（王・貴族・騎士）」「耕す人（農民・市民）」という三身分をもたらし、教会は平和を維持するための手段として、「戦う人」に意義を認め、一定の積極的意義を見出すこととなった。

12 世紀のグラティアヌスの教令集（『矛盾するカノンの調和

<sup>10</sup> Augustine (2005) *Letters 1-99 (Vol III)*, Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press, p.190.

<sup>11</sup> アウグスティヌスはローマ軍の高官であるボニファティウスに対して書いた書簡 189 において、軍人の召命を全うし平和を守るため敵と戦うことを勧め、それは隣人愛に基づくため、敗者や捕虜に対して慈悲をかけることを伝えている。Augustine (2005) *Letters 156-210 (Vol. II3)*, The Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press, p.261.

<sup>12</sup> Augustine (2005) *Letters 100-155 (Vol II2)*, Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press, p.232.

<sup>13</sup> *ibid.*, p.203.

(*Concordia discordantium canonum*)』は「アウグスティヌスの著作にある、正戦に関わる内容をほぼ完全なかたちで抜粋するとともに、そこにおける論理性を深めた<sup>14</sup>」。グラティアヌスはアウグスティヌスに従い「刑罰権の行使<sup>15</sup>」として正戦を捉えた。戦争は単なる殺人行為ではなく、「正統な権力の保有者に認められた権限行使の事例として考察<sup>16</sup>」される。そのためグラティアヌスの議論は、国家間の戦争のみならず、「一般に強力の行使について、人間の良心に訴える倫理の基本原則を説いたもの<sup>17</sup>」であった。グラティアヌスが隣人愛の掟に基づき、罪人を善へ導くため「罰は、罰そのものへの愛によってではなく、正義への熱情に基づいて執行されなければならない<sup>18</sup>」と説くのはそのためである。

教令集に引用されたアウグスティヌスの箇所を、ほぼ同じ形でトマス・アキナスは用いた。トマスは「罪という悪の本質は、罪を赦す神の恩寵という善にもとづいてはじめて理解できる<sup>19</sup>」という見解から、「正戦論を平和に対する悪徳の問題として考察し、戦争の倫理、道徳という観点から正戦論を展開した<sup>20</sup>」。トマスは人間の罪の問題として戦争を論じた。

トマスは正戦の三つの条件を体系化した<sup>21</sup>。それは、「正当な権威」(*legitima potestas*)、「正当な原因」(*causa justa*)、「正当な意図」(*intention recta*)である。戦争は私人によってではなく、公的に実行さ

<sup>14</sup> 周圓 (2017年)「中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使 (1)」『東洋法学』第60巻3号, 116頁。

<sup>15</sup> 伊藤不二男 (1959年)「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色: 国際法学説史研究」『法政研究』第26巻2号, 144頁。

<sup>16</sup> 淵倫彦 (2003年)「いわゆるグラティアヌスの正戦論について—*Decretum Gratiani, Pars II Causa*23に関する若干の考察」『法生活と文明史』未来社, 38頁。

<sup>17</sup> 伊藤不二男 (1959年), 144頁。

<sup>18</sup> 淵倫彦 (2003年), 26頁。

<sup>19</sup> 稲垣良典 (2009年)『トマス・アキナス『神学大全』講談社選書メチエ, 120頁。

<sup>20</sup> 淵倫彦 (2003年), 40頁。

<sup>21</sup> トマス・アキナス著, 大鹿一正・大森正樹・小沢孝共訳 (1977年)『神学大全 17 (第II・2部)』創文社, 80-81頁。第2部第2題40問題「戦争について」において, 4項目「第一 或る戦争は許されるか」参照。

れなくてはならず、国家防衛の義務を負う君主による宣言が必要とされる（→正統な権威）。中世は私闘の時代であり、戦闘行為が君主に制限されることによって私的暴力を封じ、君主には共通善への配慮が求められる。この背景にはアウグスティヌスからグラティアヌス、そしてトマスへと受け継がれた「君主の権力は神に基づくもの」であり、君主は神に服従すべきものという考えによる<sup>22</sup>。また、戦闘行為は敵の犯した罪に対する報復に限定される（→正当な原因）。この限定は過度な報復を制限する。また、正当な原因があったとしても、戦闘行為を行う者の歪んだ意図のために戦争が非合法的なもの、罪ある戦争になることもありうるのである<sup>23</sup>（→正当な意図）。

この三つの条件を基板に、正戦論の二つの論点、「戦争への正義（法）（*ius ad bellum*）」と「戦争における正義（法）（*ius in bello*）」が発展し、現在の「開戦法規・規定」と「交戦法規・規定」として継承された<sup>24</sup>。換言すれば「戦争への正義」は侵略と自衛についての価値判断であり、「戦争における正義」は交戦の慣習的なルールや実定的なルールの遵守や違反について価値判断をすることである<sup>25</sup>。

トマスの正戦論は14世紀のローマ法学者たち、15-16世紀のピトリアやスアレス、16-17世紀の世俗法学者たちに継承され、近代国際法学の始祖たる17世紀のグロティウス『戦争と平和の法』に結実する<sup>26</sup>。グロティウスは「戦争への正義」と「戦争における正義」を用いて、戦争に関する国際法を掲示した。グロティウスは私戦をも自然法に基づく自衛戦争であるとする。自衛や財産の保全、自己保存や自己保全の正当因は

<sup>22</sup> 周圓（2017年）「中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使（2）」『東洋法学』第61巻第1号、204頁。

<sup>23</sup> 柴田平三郎（2011年）「トマス・アクィナスの《正戦論》」『獨協法学』第85巻、12頁。

<sup>24</sup> 近年、ブライアン・オーレンドによって「戦争後の正義（*ius post bellum*）」という概念が提唱された。戦後、交戦国はどのように正義を行うことができるのか、復興、人道支援などを含む概念であるが、そこには多様な見解が存在する。詳しくはBrian Orend(2000) *Jus Post Bellum*, *Journal of Social Philosophy* 31(1)。

<sup>25</sup> ウォルツァー著、萩原能久監訳（2008年a）『正しい戦争と不正な戦争』風行社、81-82頁。

<sup>26</sup> 柴田平三郎（2011年）、43頁。

公私を区別せず、むしろ私的であるからだ<sup>27</sup>。重要な点は、グロティウスは自然法（自然権）を第一に置いていることだ。グロティウスの自然法論は世俗的であり、近代的であるとされる所以である。

グロティウスは戦争を規制し抑止する法として「第一に、人間の本性に基礎づけられた自然法（*jus naturale*）、第二に、神の意思にもとづく神意法（*jus voluntarium divinum*）、第三に人間の意志にもとづく、人意法としての諸国民の法（*jus gentium*）<sup>28</sup>」があるとする。ここにおいて神の意思に基づく中世の自然法から、世俗的自然法への変化を見ることができる。問題は神意法の解釈である。聖書に基づく福音の法である神意法は、自然法が求めるもの以上の道徳的完成をキリスト教徒に要求するものだからだ。そこでグロティウスは「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」（マタイ 5:43）という愛敵の教えを次のように解釈する。「愛はすべての者に同程度に与えられるものではないということ」という事実を前提とし、「罪なき人の善は罪ある人のそれに優先して、また公共の善は個人の善に優先して考慮されなければならない。かくして死刑と正当な戦争 *pia bella* もこの罪のない人びとへの愛から生じる<sup>29</sup>」とするのである。ここでは身近な人への隣人愛によって戦争が正当化されているが、敵は隣人愛の対象とはならない。自然法を第一とするため、自己保全の範囲はそれを侵害された者を主とし、侵害する者とは区別されるからである。あくまでも敵への隣人愛は、過度の報復を禁ずる「正当な意図」として解釈されるのだ。

15・16世紀の宗教戦争の影響を受けたグロティウスは多数の神学的著作を残し、ヨーロッパの宗教的統一を目指した。そのためグロティウスの正戦論は近代主権国家間の調停としての近代国際法、正戦論に寄与することとなった。結果、正戦論は世俗的正戦論とキリスト教正戦論と分かれ、世俗的正戦論からキリスト教的隣人愛を見出すことは困難となっ

<sup>27</sup> 山内進（2009年）「グロティウスははたして近代的か」『法學研究』第82巻1号、979頁。

<sup>28</sup> 小笠原弘親（1992年）「グロティウス—『戦争と平和の法』における平和論の構図—」『年報政治学』第43巻、8頁。

<sup>29</sup> 同上、12頁。



た。キリスト者は世俗的自然法に基づく世界と、福音に基づく世界の両者の中で生きることとなったのである。

### キリスト教正戦論を考察する意義について

グロティウス以降の歴史を顧みると、18-19世紀のヨーロッパでは正戦論は注目されなくなる。各国の軍事力均衡維持のため、政治的手段として戦争が行われていたからである。これに伴い、戦争に倫理は存在せずあらゆる手段を用いるべきとする現実主義が台頭していく。「それゆえに、どのような条件を満たす戦争が正しいかを考察することは重要視されなかった<sup>30</sup>」。こうして「戦争への正義」の価値は失われ、正しい戦闘行為に関する規定としての「戦争における正義」に関心が集まり、1899年のハーグ陸戦条約などが作成される。だが第一次、第二次世界大戦によってABC兵器に見られる大量破壊兵器が従来の戦争観を一変させた。

「戦争における正義」は「戦闘員/非戦闘員の区別」と「(ミクロな)比例性」の二つの原則からなる。「(ミクロな)比例性」の原則は、戦争における個々の戦闘行為が引き起こす危害が、それにより得られる利益と比較して小さいものでなくてはならないことを定める<sup>31</sup>ものである。特に核兵器の使用においては「戦闘員/非戦闘員の区別」、「(ミクロな)比例性」を考慮することは不可能となる。このことから絶対平和主義が再燃することとなった。核による相互確証破壊の世界において、大国間の戦争は困難なものとなり冷戦が始まる。冷戦下の代理戦争が勃発し、その反戦運動を通して戦争の道德の議論が活性化することとなった。冷戦終了に伴い内戦や民族紛争が頻発し、国際社会による人道的介入としての正しい戦争の条件は問われることとなる。さらに21世紀の今日の戦争においては主体が国家間とは限らないものとなっている。

1977年、マイケル・ウォルツァーが現代の正戦論の古典といえる『正しい戦争と不正な戦争』を著し、正戦論は再考されるものとなった。こ

<sup>30</sup> 矢持力(2018年)「論説 正戦論の二大潮流の衝突 「比例性」の原則をめぐる論争」『社会システム研究』第21巻、72頁。

<sup>31</sup> 同上、71頁。

の著作においてウォルツァーは軍事的現実主義と平和主義とに対決する。議論の焦点の一つは、「道徳的リアリティ」である。ウォルツァーは現在の国際社会に「完全な」法秩序が欠けていると見なし、道徳的批判の必要性を重んずる。ウォルツァーが正戦論を語るのは「戦争は常に議論され、道徳的批判にさらされ続けなければならない<sup>32)</sup>」ためである。では何故、法の領域ではなく、道徳の領域で戦争を論ずるのだろうか。ウォルツァーは道徳的領域と法的領域が補完し合うものと見なしつつ、道徳的領域には存在し法的領域に欠けているものを示そうとする。その例として戦争慣例が挙げられる。戦争慣例は「戦争が行われるたびにつねに惹起される道徳的議論によって示される。戦争の基本法（コモン・ロー）は一種の実践的決疑論を通じて発展する<sup>33)</sup>」からである。法的領域は道徳的領域によって構成されるのだ。また、戦時に兵士や政治家は苦渋の決断と言うべき苦しみを感じる。それは「道徳をめぐる見解が共有されて初めて、戦時に苦悶が共有される<sup>34)</sup>」ことの裏返しである。これは「戦争への正義」における「正しい意図」や、「戦争における正義」に関連してくる。「われわれは現実に道徳世界の中でまさに行為している<sup>35)</sup>」のであり、それは日常生活においても戦争下においてもそうであるとされる。個々人の慣習や道徳的判断から法は構成され、「国家の義務と権利は、それを構成している人々の義務と権利以外の何ものでもない<sup>36)</sup>」からである。

このような道徳的判断は、理性的な判断であるとともに、ある種の「非合理的なもの」にも依存している。それは「良心 (conscience)」、  
「信念 (conviction)」、  
「感受性 (sensitivity)」、  
「感情 (emotion)」などである<sup>37)</sup>。人間が持つ「道徳的リアリティ」によって「戦争への正義」と

<sup>32)</sup> ウォルツァー著、駒村圭吾・鈴木正彦・松元雅和共訳（2008年b）『戦争を論ずる—正戦のモラル・リアリティ』風行社、1頁。

<sup>33)</sup> ウォルツァー（2008年a）、124頁。

<sup>34)</sup> 同上、68頁。

<sup>35)</sup> 同上、76頁。

<sup>36)</sup> 同上、139頁。

<sup>37)</sup> 濱井潤也（2009年）「マイケル・ウォルツァーの正戦論における道徳性について」『応用倫理』第2巻、37頁。

「戦争における正義」は価値判断を問われるとされるのだ<sup>38</sup>。ウォルツァーの正戦論は近代的民主主義国家を前提としているため、正しい戦争を行うためには「民主的決定」を必要とする。戦争や平和に関する「民主的決定」は道徳的判断からなされるとされるのである<sup>39</sup>。

注目すべきは、法的領域は道徳的リアリティやある種の「非合理的なもの」を強制することはできないという点である。ここで論者はハーバーマスの視点に依拠したい。ハーバーマスによると、法に携わり民主主義を行うためには、国家公民はコミュニケーション権利および参加権をアクティブに行使しなければならず、高度なモチベーションが前提とされる。しかし法によってそうしたモチベーションを強制することはできない。「政治以前の」生き生きとした源泉からそのエネルギーを得<sup>40</sup>なければならない。そのためには「正義の諸原則が、文化的な価値志向の濃密な網の目の中に根付く必要<sup>41</sup>」があり、そこにモチベーションの源泉としての宗教の立ち位置が現れる<sup>42</sup>。

ここにおいて、現代にてキリスト教正戦論を考察する意義が現れる。キリスト者は世俗的自然法に基づく世界と、福音に基づく世界の両者の中で生き、両者においてキリストの弟子であることを求められるからだ。それはこの世界で福音を伝えるために他ならない（→大宣教命令。マタイ）。それは日常生活においても戦争下においても、隣り人を愛するという生き方である。

<sup>38</sup> ウォルツァー（2008年a）、81頁。

<sup>39</sup> ウォルツァー著、齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一共訳（2006年）『政治と情念—より平等なリベラリズムへ—』風行社、118頁。

<sup>40</sup> ハーバーマス著、細谷貞雄・山田正行共訳（1994年）『公共性の構造転換—市民社会の—カテゴリーについての探究 [第2版]』未来社、8-9頁。

<sup>41</sup> 同上、12頁。

<sup>42</sup> ハーバーマスは宗教の独自性を「信徒による礼拝活動」、「祭儀経験の世界と今も通じている唯一の精神的形象」と見なす。祭儀は社会的連帯の源泉の一つであり、「全員の平等な尊重という啓蒙的な道徳観には（中略）、連帯に現実的な動機を与える、祭儀にとって代わるものが存在」しないと考えるためである。ハーバーマス（2014年）『公共圏に挑戦する宗教—ポスト世俗化時代における共棲のために—』岩波書店、171頁。

## Daniel M. Jr. Bell (2009) , *Just War as Christian Discipleship* を手がかりに

ここで論者は Daniel M. Jr. Bell (2009) , *Just War as Christian Discipleship* に注目する。この著作はキリスト教正戦論の伝統を教会の厳しい規律として描き、この伝統が愛敵になることを示している。より「大きな悪」に対して「小さな悪」としての殺人を選ぶという考えではなく、愛敵ゆえにキリスト教正戦論の伝統が発展したことが説かれる。ベルは現代のアメリカ人神学者として、従軍チャプレンや兵士達と多くの会話を交わし、彼らが日常生活においても戦時下においても、キリスト者としてどのようにして生きるかという問いを持っていることを知った。そのためキリスト教正戦論は決して戦争下における特殊なものではなく、日常のキリストの弟子としての歩みと同一世界のものであるとされる<sup>43</sup>。この著作は「特にキリスト教信仰に向けたものである。その出発点は、キリスト教信仰を構成する信念と告白であり、包括的な問いは、正戦論がキリスト教的な生活とどのようにかみ合うのかということである。つまり、焦点は単に正戦論ではなく、忠実なキリスト教の弟子としての正戦論なのである<sup>44</sup>」。ベルにとって正戦論は教義や理論というよりは、正義の戦争の伝統である。何故ならば、伝統とは「教会が聖霊の導きのもと、キリストに従う者として忠実に生きるとはどのようなことかを見極めながら、時の流れの中で発展してきたもの<sup>45</sup>」だからである。その意味において武力の行使はベルにとって愛の行為である。

ベルは正戦論の歴史を概観し、世俗的正戦論を「公共政策のチェックリストとしての正戦論 (Just War as Public Policy Checklist) (以下、PPC)」, キリスト教正戦論を「キリストの弟子としての正戦論 (Just War as Christian Discipleship) (以下、CD)」と定義づける<sup>46</sup>。

PPC と CD には多くの共通点があるが、異なる点は「実践、制度、人

<sup>43</sup> Daniel M. Jr. Bell (2009), *Just War as Christian Discipleship*, Brazos Press, pp.19-20.

<sup>44</sup> *ibid.*, p.19.

<sup>45</sup> *ibid.*, p.71.

<sup>46</sup> *ibid.*, p.72.

格の面で、これらの基準がどのように実践されるべきかという点である。これらの違いは、近代国民国家かイエス・キリストの教会かという出発点にまで遡ることができる<sup>47</sup>とされる。

「正当な意図」という基準において PPC と CD の違いが明白となる。PPC は「基準に従う意志力を喚起するだけで、誰でも正義の戦争に従事できると仮定している。人格は関係ない<sup>48</sup>。「正当な意図」というチェックリストにチェックさえ入れればよいのである。だが固定化されたルールを知るだけでは不十分である。戦争は動的なもので常に変化するため、そのルールは前回の戦争によって書かれたものである以上、ルールに基づく倫理は不十分なのである。これとは対称的に CD はより本質的な「正当な意図」のビジョンを包含している。「正当な意図」とは、「何をしたいか、何をなすべきかではなく、私たちが何者であるかという問題なのである<sup>49</sup>」。正義を日常の中で求める人々のみが、「正当な意図」を維持しえるとベルは考える。隣人を愛し正義を求める生き方を第二の天性かのように習慣づける人格形成が必要となる。教会の伝統はそのような人物を聖人と呼び、人格の模範としてきた。人間は人々との交わりにおいて、キリストに倣う生き方を学ぶのである。

また、PPC と CD においてもっとも異なるのは降伏の道徳的要請である。ウォルツァーは 1939 年、ドイツのポーランド侵攻を受け英仏が宣戦布告した翌日、ノルウェーが中立を宣言したことを踏まえ、ノルウェー政府の第一の課題は「国民が最後まで生き残るのを確実にすることだった<sup>50</sup>」ことに触れる。これは中立権の行使であり、道徳的判断であった。ノルウェーは民主主義の理想や正義を信じていたにもかかわらずである。イギリスはドイツの侵攻を防ぐため、ノルウェーの中立権を無視し、1940 年にノルウェー沿岸に機雷を敷設した。翌日、ドイツはノルウェーを侵攻し、ノルウェーは敗北した。ウォルツァーは 1939 年当時のノルウェーの中立権を認め、イギリスの中立権の強行突破を非難する。強

<sup>47</sup> *ibid.*, p.206.

<sup>48</sup> *ibid.*, p.181.

<sup>49</sup> *ibid.*, p.182.

<sup>50</sup> ウォルツァー (2008 年 a), 447 頁。

行突破の対象となるのは敵国ではなく、中立国とその国民の生命だからである。その意味における降伏の道徳的要請をウォルツァーは認めている（ただし、1940年以降のナチズムにみられるような「最高度緊急事態」においては、降伏の道徳的要請という基準を覆すことを認めている）。

降伏の道徳的要請は、被害のコストに基づく比例性の原理に依拠する。イギリスの強行突破もそうである。つまり合理性の問題である。ここがPPCとCDとの異なる点であるとベルは考える。「合理的な成功の難しさは、他者が苦しむことや、他者が十字架につけられることを要求しているように見える。従って、降伏の道徳的要請は、不正義に対する隣人の放棄<sup>51</sup>」と捉えられるのだ。その意味において、イギリスの中立権の強行突破もまた1940年初頭には比例性の原理、合理性の問題としても捉えられよう。PPCは国民国家を中心に展開し、その存続を最も重要な関心事とするからである。

一方でCDの本拠地は教会であり、その主要な関心事は存続ではなく信仰である。ベルは「正義が勝つことを最終的に保証するのは、国家の武力ではなく、死さえも打ち破ることのできる主である<sup>52</sup>」という神学的確信の上にCDが成立すると述べる。このことから、キリスト者はPPCとしての戦争を支持したとしても、国家とその軍隊が不正義に対する最終防衛ラインでないことを知っているとされる。そのため、正義の戦争が成功しそうでないときには、時には困難な降伏という命令を守るのである。それは正義と不正義との戦いを、他の方法や他の形で継続することを求めるものだからである。もちろんそれが成功するという保証はない。CDは合理性に基づくのではなく、信仰に基づき武力を行使すること、あるいは武力行使が困難な時においても正義を求めることを奨励するものなのだ。その信仰を育むのは、「忍耐」、「希望」、「勇氣」という美德であり、それを育むことが教会に課せられた課題である<sup>53</sup>。これらの美

---

<sup>51</sup> Daniel M. Jr. Bell (2009), p.200.

<sup>52</sup> *ibid.*, p.201.

<sup>53</sup> *ibid.*, p.202.

徳は「正当な権威」をキリストに見出し、「正当な原因」を見極める力となり、「正当な意図」を保つモチベーションとなるからである。これらの美德から生まれる人格特性は「柔和」でありその徳は「節制」とされる。「柔和」は、ある種の独善的な正義に対抗するものである。ベルは独善的な正義を、不正義に何もせず屈服することや、皮肉にも不正義を拡大させる結果となる善の追求と定義する<sup>54</sup>。善の追求は慎み深く、「節制」のもとに行わなければならない。この「節制」を養うのは「告解」である。CDの「正当な意図」を見極めるためには、自分が実際にどのような不正を行ったか、日常の中で見つめ直す必要があるからだ。これは戦争開始時においてもそうであり、戦後の問題（*jus post bellum*）もそうである。それは、過去、現在、未来の問題である。「告解の実践は、単発的な行為に関心を持つのではなく、善に向かい、悪から遠ざかる魂の根本的な方向性に関心を持つのである<sup>55</sup>」。PPCが「正当な意図」をあたかもその場で判断できるものであるかのように扱うのに対し、CDは意図性が人格に関係するものであることを認識する。「正当な意図」とは日常生活における正義を求める習慣的行為であり、人生の方向性の現われであるのだ。このことからベルは多くの教会から失われつつある「告解」の実践の重要性や、真の教会生活を重要視する。CDとは、「究極的には証の一形態<sup>56</sup>」なのだ。キリスト者は罪のない隣人にも不正な隣人にも、隣人愛を通して神の臨在を証することを、キリストの臨在の応答として行うのである。そのためベルは結論である最終章を「靈性と正戦論（*Spirituality and Just War*）」と題し、キリスト教的靈性の問い直しと、靈性としての正戦を読者に問いかけるのである。

## おわりに

上述されたベルの正戦論を受けて、論者はここでアウシュビッツにおけるコルベ神父を想起する。限界状況におけるコルベ神父の殉教は、隣

---

<sup>54</sup> *ibid.*, p.206.

<sup>55</sup> *ibid.*, p.166.

<sup>56</sup> *ibid.*, p.236.

人愛に基づくものだったからである。それは信仰による正義の戦いである。我々は様々な信仰による正義の戦いを知っており、それはキリスト教の正義の戦いの歴史、伝統そのものである。

それとともに論者はイングランド聖公会の正戦論、ことにナチズムにおける「最高度緊急事態」の正戦論に注目する。1940年、「チチェスター主教のジョージ・ベル（1883-1958）は、ドイツとの戦争は遺憾で悲劇的ではあったが、正義であり必要であると主張した。ナチス国家は、ドイツの教会と人々の両方に対する絶対的な専制政治となっていたため、何としても反対しなければならなかった<sup>57</sup>」。ナチスは国家を絶対的なものとするので、真理、善意、慈悲、正義を、現代の指導者と党派が解釈する国家の利益に従属させるため、打倒しなければならなかったのである。また、モーリスは「キリストの王国は多くの国々を含むものであり、「万国の王国」であるという見解を示し、均質な「世界帝国」とは対照的に、王国の複数性を強調した<sup>58</sup>」。モーリスは帝国主義的ナショナリズムに対抗し、ナショナリズムを自国の国民生活と伝統に対する経緯と愛着として説明する。

この見解は20世紀においても受け継がれ、カンタベリー大主教であるテンプルは国民国家を高く評価した。テンプルは隣人愛に基づく「福祉国家」という言葉をイギリスに根付かせ、国家方針に大きな影響を与えた人物である。テンプルによると「それぞれの国家共同体は、世界的な共同体のための信託管理人」なのである。と同時にテンプルは、国家が武力を持つことを否定しない。テンプルは「私は、国家が共同体のために行動する場合、その大義が正義であり、戦争によってのみ支持されるのであれば、その大義を支持するために私が殺されること、さらには殺すことを求める権利があると信じている。しかし、国家は私に敵を憎むよう求める権利はない<sup>59</sup>」と述べるのである。ここには隣人愛に基づく

<sup>57</sup> Daniel Strand and Nigel Biggar (2022) “*Just War and the Church of England*”, *Just War and Christian Traditions*, University of Notre Dame Press, p.164.

<sup>58</sup> *ibid.*, p.165.

<sup>59</sup> William Temple (1929) *Christianity and the State*, Henry Scott Holland Memorial Lectures, Macmillan, p.175.



愛敵の正戦論が現われており、最終手段としての武力行使が想定されている。というのはテンブルは別の著作にて、日常生活において互いが正しさを主張する場合、「問題が消滅する程度の水準にまで、両者の思想感情を高めることである。(中略) もしすべての人がおのれの如く隣を愛するようになり得るなら、そこには問題は無くなるだろう<sup>60</sup>」,「教会の主要な任務は、キリスト教的諸原則及びキリスト教的精神の力を説き教えることでなければならない<sup>61</sup>」と説くからである。奇しくもこの著作が書かれたのは1942年、対独戦の最中のことであった。

テンブルと同時代人であり、テンブルが提唱した「福祉国家」を教会共同体において、すなわちパリッシュ<sup>62</sup>共同体運動として取り組んだヒイバートは『禮拝と社会』を著し、礼拝は単に「倫理規定」を定めるのではなく、共同体の中で人々を「形成」するものであることを述べている<sup>63</sup>。ここから教会の正戦論、正義を求める生き方は、日々の信仰生活にて育まれることがわかる。ベルの言葉を借りるならば「靈性」の追求こそが、キリスト教正戦論を成立させるのである。この「靈性」については今後の課題としたい。

[参考文献]

A・G・ヒイバート著、信岡章人訳（1985年）『禮拝と社会』日本聖公会・米子基督教会。

Augustine (2005) *Letters 1-99 (Vol III)*, The Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press.

Augustine (2005) *Letters 100-155 (Vol II2)*, The Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press.

<sup>60</sup> ウィリアム・テンブル（1951年）『基督教と社会秩序』新教出版，31頁。

<sup>61</sup> 同上，32頁。

<sup>62</sup> パリッシュについては拙論を参照のこと。與賀田光嗣（2022年）「パリッシュの歴史的展開と神学的考察：Andrew Rumsey (2017) *Parish: An Anglican theology of place* を手がかりに」『神戸国際大学紀要』第104巻。

<sup>63</sup> A・G・ヒイバート著，信岡章人訳（1985年）『禮拝と社会』日本聖公会・米子基督教会，4頁。

- Augustine (2005) *Letters 156-210 (Vol. II3)*, The Works of Saint Augustine A Translation for the 21st Century, New City Press.
- Brian Orend (2000) *Jus Post Bellum*, Journal of Social Philosophy 31(1).
- キケロー著, 泉井久之助訳 (1961年)『義務について』岩波書店。
- Daniel M. Jr. Bell (2009) *Just War as Christian Discipleship*, BrazosPress.
- Daniel Strand and Nigel Biggar (2022) “*Just War and the Church of England*”, *Just War and Christian Traditions*, University of Notre Dame Press.
- Eric Patterson, J. Daryl Charles (2022) “*Christian Approaches to Just War, Peace, and Security*”, *Just War and Christian Traditions*, University of Notre Dame Press.
- 淵倫彦 (2003年)「いわゆるグラティアヌスの正戦論について—*Decretum Gratiani, Pars II Causa23* に関する若干の考察」『法生活と文明史』未来社。
- F. ペレス (1985年)「アウグスティヌスの戦争論」『中世思想研究』第27巻。
- ハーバーマス著, 細谷貞雄・山田正行共訳 (1994年)『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究 [第2版]』未来社。
- 濱井潤也 (2009年)「マイケル・ウォルツァーの正戦論における道徳性について」『応用倫理』第2巻。
- 稲垣良典 (2009年)『トマス・アキナス』講談社選書メチエ。
- 伊藤不二男 (1959年)「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色: 国際法学説史研究」『法政研究』第26巻2号。
- J.ヘルジランド・R.J.デイリー・J.P.バーンズ共著, 小阪康治訳 (1988年)『古代のキリスト教徒と軍隊』教文館。
- 小笠原弘親 (1992年)「グロティウス—『戦争と平和の法』における平和論の構図—」『年報政治学』第43巻。
- 柴田平三郎 (2011年)「トマス・アキナスの《正戦論》」『獨協法学』第85巻。
- Tertullian (1994) *On Idolatry*. In *Ante-Nicene Fathers 3*, ed. Alexander Roberts and James Donaldson, Peabody, MA: Hendrickson.
- トマス・アキナス著, 大鹿一正・大森正樹・小沢孝共訳 (1977年)『神学大全17 (第II・2部)』創文社。
- 塚田理 (2004年)『イングランドの宗教 アングリカニズムの歴史とその特質』教文館。

- ウォルツァー著, 萩原能久監訳 (2008年 a) 『正しい戦争と不正な戦争』 風行社。
- ウォルツァー著, 駒村圭吾・鈴木正彦・松元雅和共訳 (2008年 b) 『戦争を論ずる—正戦のモラル・リアリティ』 風行社。
- ウォルツァー著, 齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一共訳 (2006年) 『政治と情念—より平等なりベラリズムへ』 風行社。
- William Temple (1929) *Christianity and the State*, Henry Scott Holland Memorial Lectures, Macmillan.
- ウィリアム・テンブル著, 後藤眞訳 (1951年) 『基督教と社会秩序』 新教出版。
- 山内進 (2009年) 「グロティウスはたして近代のか」『法學研究』第82巻1号。
- 矢持力 (2018年) 「論説 正戦論の二大潮流の衝突 「比例性」の原則をめぐる論争」『社会システム研究』第21巻。
- 與賀田光嗣 (2022年) 「パリスシュの歴史的展開と神学的考察：Andrew Rumsey (2017) *Parish: An Anglican theology of place* を手がかりに」『神戸国際大学紀要』第104巻。
- 周圓 (2017年) 「中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使 (1)」『東洋法学』第60巻第3号。
- 周圓 (2017年) 「中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使 (2)」『東洋法学』第61巻第1号。